

社会保険委員会からのお知らせ

- ・ジスロマック錠を処方した日から9日後、症状に改善傾向がみられるようならば、再度の処方が可能です（7月19日に処方した場合は、7月28日以降なら再度の処方が可）。ただし、連休の前などで処方日と飲み始める日が異なる場合はその旨の【摘要欄】記載をお願いします。

- ・ジスロマック錠を3日間飲み切る前に下痢等で別の薬剤に切り替えて処方した場合は、その旨を【摘要欄】に記載してください。

- ・歯科用CT撮影が条件となっている項目の算定について

- ・ Ni-Ti ロータリーファイル加算【NRF】（+150点）
- ・ 加圧根管充填処置を行った場合の手術用顕微鏡加算【手顕微加】+400点（要施設基準）、
- ・ 手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術【根切顕微】2000点（要施設基準）

※ 同一初診中であるか否かを問わず、6ヶ月以上前の歯科用CTを用いた場合、また保険者変更前の歯科用CTを用いた場合は、撮影年月の【摘要欄】記載をお願いします。

（例）令和〇年〇月歯科用CT撮影

※ 他の医療機関で、歯科用CT撮影を行った場合は、撮影した医療機関名の【摘要欄】記載が必要です。

- ・顎運動関連検査の【摘要欄】記載について

少数歯欠損症例において、顎運動関連検査を実施し、当該検査に係る費用を算定する場合、【摘要欄】に患者の咬合状態等当該検査の必要性を記載することとなっております。

例にあるように咬合不安定の文言をできるだけ記載してください。

（例）顎運動関連検査必要性：咬合不安定のため

下記項目について県歯HPに掲載しておりますので各自ご確認ください

- ① 振込通知書等のパスワード設定について
- ② 受理通知 郵送による案内について
- ③ 施設基準の届出状況等の報告（定例報告）について
- ④ 「届出状況報告書」と「定例報告書」の提出について
- ⑤ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料の算定実績の提供について
- ⑥ 歯科矯正相談料1・2について
- ⑦ レセプトの特記事項欄への「10 第三」の記載等の周知について
- ⑧ 社保の窓 2025 年 6 月 27 日発 No279(疑義解釈)について